

議事録

日時：令和6年3月19日(火) 15:00～17:03

場所：オンライン開催

議題：

- (1) 「液化石油ガス安全高度化計画2030」の取組状況について【報告】
- (2) 2023年度立入検査の実施状況及び2024年度立入検査の重点について【報告】
- (3) 規制見直しについて（デジタル原則への取組）【報告】
- (4) バルクローリーに関する地方分権提案対応について【報告】
- (5) 令和6年能登半島地震の対応状況等について【報告】

議事内容：

○山下ガス安全室長 経済産業省ガス安全室の山下でございます。

定刻となりましたので、ただいまから第18回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会を開催いたします。

今回は委員の皆様にはオンラインで御参加いただいておりますが、大谷委員長には会議室にお越しいただいております。

それでは、開催に当たりまして、事務局を代表しまして辻本技術総括・保安審議官から挨拶をさせていただきます。審議官、よろしくお願いいたします。

○辻本技術総括・保安審議官 辻本でございます。

本日は御多忙の中、大谷委員長、委員の皆様方、またオブザーバーの皆様、御参画いただきまして誠にありがとうございます。

まず、冒頭であります。本日の議題にも入ってまいりますけれども、本年1月1日、能登半島地震が発生いたしました。お亡くなりになられた方々に心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された全ての方々に対してお見舞いを申し上げます。

今回の能登半島地震、詳細は後ほど議題のほうでも報告いたしますけれども、奥能登で、なおかつ道路が完全に寸断されている大変過酷な状況でございました。LPガスの供給網についても被害がございましたけれども、過酷な状況の中、復旧に尽力していただいた皆様方に心より感謝申し上げます。

本日の議題は全部で5つであります。1つ目が液化石油ガス安全高度化計画2030、今年度の取組状況でございます。また2番目としまして、本年度になりますけれども立入検査実施の状況。また来年度、2024年度の立入検査の重点。何を重点に置くかという点でございます。3点目としまして規制見直し。これはデジタル原則について対応しているものでございます。これについての進捗状況を御報告申し上げます。また地方分権の関係でありますけれどもバルクローリーに関しての、やや若干二重規制的なものをどのように対応したかについて報告申し上げますとともに、冒頭申し上げました能登半島地震の対応状況について報告させていただければと思います。

短い時間ではございますけれども1年間の総括の意味を込めて、このLPガス行政に關しまして皆様から忌憚ない御指摘、御意見をいただければと思います。本日はよろしくお願ひいたします。

○山下ガス安全室長　　ありがとうございました。

それでは、まず事務局より会議定足数の報告、議事の扱い等について御説明いたします。

本日の会議は過半数以上の委員に御出席いただいておりますこと、定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

また会議終了後ですが、議事録は委員の皆様にご確認いただいた後にウェブサイト公開することを予定しております。

また、これまで本委員会の委員であった井伊委員、鶴飼委員が産業構造審議会委員の任期満了に当たり御退任しております。井伊委員、鶴飼委員には長きにわたりLPガス保安に對しまして貴重な御意見をいただきましたことに感謝申し上げます。

また、今回から本委員会に新たに3名の委員に御着任いただいております。まず初めに、笠井委員から一言御挨拶をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○笠井委員　　横浜国立大学の笠井です。よろしくお願ひいたします。

私は産業プラントのメンテナンス・非破壊検査技術と、水素などを用いてエネルギーをためたり、つくったりする技術システムのリスク評価とか、安全性評価の研究を行っています。できる限り精いっぱい貢献してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○山下ガス安全室長　　よろしくお願ひいたします。

次に、倉田委員、お願ひいたします。

○倉田委員　　日本女子大学の倉田あゆ子と申します。本日よりこの委員会に参加させて

いただきます。何とぞよろしくお願ひいたします。

私の専門は生活経済学という分野になりまして、生活者の立場を重視する経済学ということなのですけれども、この委員会でも生活者の立場から発言できたらいいなと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山下ガス安全室長　よろしくお願ひいたします。

次に、齋藤委員、よろしくお願ひいたします。

○齋藤委員　皆さん、こんにちは。私は全国女性団体連絡協議会の齋藤と申します。

私たちの団体は昨年度まで全国地域婦人団体連絡協議会、略して地婦連と呼んでおりました。今年度から名称変更になりました。現在、私はL Pガスの安全委員会や、L Pガス事故調査委員会の委員等をしているところでございます。不慣れではございますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○山下ガス安全室長　よろしくお願ひいたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては大谷委員長にお願ひいたします。

○大谷委員長　本小委員会の委員長を拝命しております大谷でございます。よろしくお願ひいたします。

今エネルギーについてはどんどん変革が起きているような時代ではございますけれども、L Pはまだまだ役目があるところでございますし、後ほど御報告がありますけれども能登半島地震のような緊急時には、電気はまだ完全には復旧していませんけれども、L Pのほうが地方でも復旧しやすいということで役割を十分に果たしているところかと思っております。ということで、L Pの安全な取扱いに関してはどんどん推進していかねばいけないということかと思っておりますので、本日も小委員会の審議を皆さんよろしくお願ひいたします。

本日の議題は5件ということになっておりまして、まず議題1「『液化石油ガス安全高度化計画2030』の取組状況について」ということで、各関係団体から取組状況について御説明をお願いしたいと思います。

まずは、事務局から資料1－1に基づいて説明をお願ひいたします。

○山下ガス安全室長　では、事務局から液化石油ガス安全高度化計画2030について御説明をいたします。

次のスライドをお願ひいたします。これは今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として策定しております。この計画は2021年4月に公表されております。

右の欄にございますとおり、この計画には安全高度化指標という死亡事故ですとか、傷害事故などの数値目標を掲げております。この指標の達成に向けまして国、事業者、関係団体等が協働しまして、アクションプランに沿って行動していくというものでございます。

次のスライドをお願いします。こちらは重大事故の状況でございます。当方の定義でA級事故、B級事故と分類されたものを重大事故として記載しております。

若干文字が小さいのですが、スライドの下半分のところに説明、定義を書いております。このような定義に沿いまして事故をA、B、Cに区分しております。

上のグラフでございますが赤い棒がA級事故、青い棒がB級事故でございます。過去5年間で、これらの重大事故が3件発生しております。ただし、2022年、2023年は重大事故は発生しませんでしたということでございます。なお、2020年の赤の棒でございますけれども、こちらは福島県郡山市で発生しました飲食店における爆発事故でございます。

A、B、Cと区分しておりますけれども事故に対する対応が変わるものではございませんで、C級の事故であっても詳細を提出いただいております、分析を行っておりますことを申し添えたいと思います。

それでは、次のスライドをお願いします。こちらは安全指標の達成状況であります。この指標につきましては10年間の計画のうち、5年目で中間評価を行うとしております。ですけれども、このスライドでは2023年の断面で指標の達成状況を見ております。これを見ますと、2023年は死亡事故は発生しませんでしたので指標は達成できたということになるわけでございます。しかしながら、負傷者が発生する事故が27件発生しております、指標は達成できておりません、ということでございます。これらの指標が達成できるよう国、事業者、関係団体のほうで取り組んでいくこととなります。

次、をお願いします。具体的な取組の御紹介でございます。

まずCO中毒、すなわち一酸化炭素中毒事故についてでございます。昨年9月に一酸化炭素中毒事故に係る連絡会議を開催いたしまして、関係省庁の方々にお集まりをいただきました。その場におきまして一酸化炭素中毒事故の動向ですとか、普及啓発活動ですとか意見交換を行うとともに、各省庁の所管する団体、業界の方々への周知、注意喚起をお願いしたところでございます。

また下のほうでございますけれども、3月7日には住宅塗装工事の際における一酸化炭素中毒事故の防止ということで、協力依頼文書を国土交通省に発出しております、ということでございます。

次、お願いします。こちらは一酸化炭素中毒事故に関しまして、全国のLPガス販売事業者の方々を対象としたオンラインでの講習を実施しましたという御紹介でございます。

次、お願いします。消費者の方々への注意喚起についてであります。消費者の方々につきましては一酸化炭素中毒事故防止について設備の正しい利用ですとか、正しい点検・メンテナンスなどにつきまして周知を行ったところでございます。具体的には、例えばリーフレットを使った広報活動ですとか、ホームページによって周知ですとか、政府広報、メルマガといった媒体を使って周知、注意喚起を行いました。

次、お願いします。こちらはリーフレットの例でございます。スライドに掲載してありますようなリーフレットを使いまして注意喚起、周知をさせていただきました。

また下のほうでございますが、食品衛生責任者の方々に対しましては厚生労働省に御協力いただきまして、メルマガ等の発出を行ったところでございます。

次、お願いします。ガス警報器についてであります。ガス警報器につきまして、その重要性について周知をしたということでございます。国ですとか、都道府県、政令指定都市等々において実施しております。具体的な例としましては、国におきましては、例えば関東東北産業保安監督部におきまして講習会ですとか、研修会で職員の方が講義をして周知活動をさせていただきました。そのほか富山県さんですとか、山口県さんにおかれましても、保安講習会において警報器の設置促進を行うなどの普及啓発活動を行っていただいております。

次、お願いします。こちらは他工事の対策でございます。ガス工事以外の建設工事ですとか、水道工事ですとか、解体工事といった他工事による事故の対策でございます。

3月7日に「建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について」という協力依頼文書に関係省庁に発出してしております。具体的には建設工事事業者等に対しまして国土交通省ですとか、厚生労働省を通じましてガス事業者へガス管の有無について、まず事前に照会すること、また必要に応じて立会いを求めることなどの対策の実施を要請しております。また、さらなる他工事事事故防止対策につきまして来年度に必要な通達等の改正に着手する予定でございます。

次、お願いします。質量販売についてでございます。こちらは2022年7月に制度を改正しまして、新たな制度の下で運用を行っております。液化石油ガス法、いわゆる液石法でございますが、こちらは30分ルールというものがございます。

スライドの左下でございます。矢印が描いてあるイラストでございますけれども、こち

らを御覧ください。これはL P ガス販売事業者等に対しまして緊急時に消費者のもとに原則30分以内に到着して、そして災害発生の防止ですとか、被害拡大防止のための措置を行う体制の確保を求めるというものでございます。しかしキャンピングカーといったものにつきましては、30分圏外に移動する場合もあるかと思えます。このため、これら消費者の方々が、イラストの右にありますけれども質量販売緊急時対応講習という講習を修了していただいて、赤枠に書いてあるとおり緊急時には消費者自らが必要な措置を行うこと。そしてL P ガス販売事業者から確認を受けた場合には、このような消費者の方は30分ルールの対象から除くことを可能にしたものでございます。

この講習でございますけれども昨年、2023年1月より開始しております。現在この講習の実施者でございますけれども、イーエルジー社という会社と、あと千葉県L P ガス協会の2者となっております。消費者の受講ニーズに応じましてウェブ講習、すなわちリモート講習でございますけれども、リモートでも講習しておりますし、対面でも行っているということでございます。そしてまた、来年度は講習回数を増やす予定であるというように聞いております。

次、お願いします。こちらは質量販売に係る事故の事例でございます。キッチンカーや屋台による事故の例ということになります。例えばL P ガス使用時に容器交換時の調整器の取付けが不十分であったですとか、適切に容器の交換作業が行われなかったことなどによる漏えいですとか、爆発・火災事故が発生しておりますということでございます。そしてこれらの事故でございますけれども、全て負傷者を伴う事故になっておりますということでございます。このような事故、2023年は7件発生しております。

下にいろいろ事故の事例を書いておりますけれども、こういった事例を踏まえますと、先ほど御説明したような30分圏外においてL P ガスを使用する場合は質量販売緊急時対応講習を受講していただいて、緊急時の場合などにつきましては、必要な措置を自らが適切に行うための知識を習得することが引き続き重要ではないかと考えております。これは昨年度から始まった制度でございますけれども、引き続きやっていきたいと思っております。

次、お願いします。こちらは水害対策であります。L P ガスの容器が大雨ですとか、また洪水などによって流れ出てしまうことは非常に危険でございますので、こういったリーフレットを通じまして注意喚起をさせていただきました。

また浸水のおそれのある地域におきましては、2024年6月1日までに充てん容器が浸水によって流されることを防止する措置を講ずることとしております。

例えば、少し小さいですが右側にあるイラストでございますけれども、ボンベにチェーンを二重がけする措置が必要になりますということでございます。要は倒れたり、流されたりしないような措置が必要になりますということでございます。このため、スライドに書かれておりますようなリーフレットを使いまして注意喚起を実施させていただきました。

次、お願いします。こちらは雪害による注意喚起でございます。要は雪の害でございます。雪害の原因でございますけれども、積雪による落雪になるわけでございますが、例えば雪下ろしですとか、除雪なども原因となり得ます。屋根に積もった雪が軒下にあるLPガスの容器、具体的には調整器ですとか、ガスメーター周辺の配管などに損傷を与えた場合にガス漏れが発生するというものでございます。このような事故の注意喚起を行うためにリーフレットを配布しております。

また、過去の雪害に係る事故の分析を実施しております。事業者が供給設備等を設置する際の参考情報として、消費者への説明資料として活用していただくことを想定しております。

次、お願いします。こちらは当省の表彰制度であります技術総括・保安審議官表彰でございます。自主保安活動に顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者の方々に対しまして表彰を実施しております。表彰式は昨年10月26日に行っております。

なお、下に書いておりますけれども受賞者の推薦でございますが、毎年7月上旬までに関係団体に申告書を提出していただくことによって実施しております。

次、お願いします。こちらは行政機関向けの講習等であります。2023年4月に都道府県知事の権限が政令指定都市の長に移譲されております。それに付随しまして、政令指定都市における職員の方々が円滑に液化石油ガスの保安業務に取り組めるよう研修を実施しております。また政令指定都市を含む自治体、産業保安監督部、経済産業省本省の実務担当者によります地域別のブロック会議も開催しております。この場で法執行面に係る情報交換等を実施しております。

次、お願いします。こちらは販売事業者の方々に対する講習でございます。eラーニングを使った講習を実施しておりますということでございます。また我々のほうで保安業務ガイドというものを作成しておりますけれども、ここに新たに始まった制度ですとか、改正された制度を順次追記いたしまして、最新のものに改訂しております。

私からは以上でございます。

○大谷委員長 事務局からの御説明ありがとうございました。質疑については後ほどま

とめて行いますので、まず各団体からの御報告を進めさせていただきます。

次に、一般社団法人全国LPガス協会から資料1-2に基づき御説明をお願いいたします。

○村田オブザーバー 全国LPガス協会専務理事の村田でございます。

それでは、資料に即しまして御説明いたします。

次のスライドをお願いいたします。私どもはLPガスの安心サポート推進運動ということで実施いたしております。運動期間は5年、ちょうど23年度は3年目に当たっております。補足としまして安全高度化計画は10年スパンでございますが、私どもの計画は5年ごとの見直しとなっているということでございます。

それから目標としましては、国の安全高度化計画の目標と合わせておまして、死亡事故がゼロから1件未満、人身事故がゼロから25件未満となっております。

それから運動の概要は、国の安全高度化計画のアクションプランと一体的に展開となっております。

具体的な進捗管理や進め方でございますが、進捗は数字で把握ということでございまして、重点取組事項といたしまして業務用施設ガス警報器連動遮断の推進、それと業務用換気警報器の設置促進、軒先容器の流出防止対策の徹底の3点を指定しております。

次のスライドをお願いいたします。LPガス推進運動の主な活動、重点推進項目がございまして、先ほど御説明いたしましたように赤字で書いておるところが主なものでございまして、ほかにもここがございますような一連のものが活動の項目となっております。

次のスライドをお願いいたします。これは参考までに安全高度化計画2030でございます。

次のスライドをお願いいたします。事故対策でございますが、消費者に起因する事故対策でCO中毒の事故防止対策でございます。直近4年はCO中毒事故は発生しておりませんが、2023年、4件のCO中毒事故が発生しているということでございまして、さらなる防止のための周知を実施していかなくてはならない状況でございます。

2023年に起きたCO中毒事故は、いずれも業務用厨房施設でございまして、やはり業務用の換気警報器の設置促進には消費者の理解が不可欠ということでございまして、消費者の方々に一酸化炭素に関わります正しい知識や危険性について十分に理解していただくことが大事だと思っております。このため、経済産業省をはじめ各団体と連携いたしまして、厚生労働省を通じて食品衛生責任者講習会でチラシ及びメルマガによる周知・啓発を引き続き実施したいと思っております。



法定周知以外の特別周知率ですが、特別周知率というのは業務用施設に対して法定の周知を実施した上で、さらに別の周知を実施した場合でございますが、大体横ばいで推移しているという状況でございます。

次のスライドをお願いいたします。これは周知のチラシの事例でございます。それから公益社団法人日本食品衛生協会のメルマガの例でございます。こういった形で周知をいたしております。

次のスライドをお願いいたします。消費者に起因する事故対策としまして、ガス漏えいによる爆発または火災事故の防止対策でございます。業務用施設におきましては安全装置の組み込まれていない業務用燃焼器もあるので、ガス警報器とガスメーターを連動させる連動遮断のシステムの普及促進が極めて重要でございます。ガス警報器工業会の協力もございまして各地で販売事業者向けの講習会を実施し、連動遮断型ガス警報器の設置促進を図る取組を昨年度に引き続き実施しております。

都道府県協会の事例としましては、ガス栓の誤開放防止の周知や経年劣化したガス機器について周知を行っております。業務用のメーターの連動率、わずかながら上がってきているという状況でございます。

次のスライドをお願いいたします。次に、販売事業者に起因する事故対策（設備対策）でございまして、調整器、高圧ホース等、長期間の使用によりまして劣化が起きます。この劣化を原因とするガス漏えい事故が発生しているということでございまして、販売事業者は機器の期限管理を徹底し、期限内の交換に取り組んでおります。さらに安全性を高めるために2022年から高圧ホースの製造がガス放出防止型のみとなったということでございまして、交換時にガス放出防止型のホースに変更されていく状況になっておりますので、順次対策が進んでいる状況でございまして、下のグラフにございますように、7年また10年の施設の経過率は徐々に下がってきている状況でございます。

次のスライドをお願いいたします。販売事業者起因事故対策（その他事故防止対策）でございまして、これに対しましては周知文書で注意喚起を行っているわけでございますが、本年度は販売事業者が消費者に対して法定周知以外の周知が行われるようLPガス安全委員会において作成したチラシを活用いたしまして、都道府県協会を通じて販売事業者へ保安ガイドの配布を行いました。

それから消費者に起因して草刈りとか、草シートピン、思わずショベルや何かで配管を損傷してしまうことも起きております。したがって、埋設ガスを有する消費者のガ

スメーターや水道メーター付近に注意を促すタグを掲示することによって、他工事業者への注意喚起を促して事故防止を図るというところでございます。例えば埼玉県LPガス協会の事例として、こういうことを行っております。

それから日本液化石油協議会と共催で行っておりますウェブ講習では、販売事業者より事故が起きやすい例や対策について紹介する講習を行うことをいたしております。

次のスライドをお願いいたします。もう一つのその他事故防止対策ですが、バルク貯槽でございます。製造後20年以内に告示検査を受けるか、新規のバルク貯槽に交換してLPガスを供給することとなっております。製造後20年を経過したバルク貯槽の交換件数も増えているということでございまして、本年度は点検や交換時の概要をまとめたマニュアルを経産省ガス安全室に確認の上で作成いたしました。

また日本エルピーガスプラント協会が主催する講習会におきまして検査の要点、それから書類の返納手続等、保安管理についての注意喚起を行っております。

次のスライドをお願いいたします。次に、地震・水害・雪害対策でございます。大規模な災害が発生した場合におきましては被災した都道府県の協会から速やかに設備の損傷等によるガス漏れ等の被災の状況、復旧の状況等について情報収集を行うことといたしております。また復旧に必要な設備や機器等が不足するおそれがある場合とか、あるいは被災地以外の都道府県LPガス協会等への協力が必要な場合には、速やかにLPガス災害対応中央連絡会議を設置することとなっております。今回の能登半島地震への対応におきましても同会議を開催いたしまして、被災状況、それからガス機器の不足等の発生が起きていないか関係する団体と情報共有を行いまして、いざという場合に対応ができるように体制を取ったところでございます。

次のスライドをお願いいたします。被災に遭った県協会は安否確認や情報収集を発災直後から行うこととなりますが、今回の能登半島地震におきましても販売事業者の事務所も被害に遭いまして、特に奥能登の地域におきまして連絡の対応に苦慮した実態がございました。石川県内の復旧作業につきましては卸を行う販売事業者等の支援によりまして、2月中旬には倒壊とか、あるいは避難して連絡が取れない消費者のお宅を除きまして復旧を完了したということでございます。なお、被災4県のうち新潟県、福井県、富山県におきましては速やかに復旧済みということでございます。

次のスライドをお願いいたします。地震・水害・雪害対策でございます。

水害のほうでございますが、先ほど経済産業省から御説明ございましたように、今年6

月までに流出防止措置を講ずることが義務づけられております。今回実数の把握を行いましたところ措置済みは45%でございます。2023年、昨年10月に会員宛てに今年6月までの対策完了の徹底を依頼したところでございます。また日本液化石油ガス協議会と共催で行っておりますウェブ講習におきまして、容器流出防止措置の取組を既に完了している販売事業者から取組事例の講演を行うということで注意喚起を行いまして、さらなる啓発を進めているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。それから雪害対策でございますが、日本液化石油ガス協議会と共催で行っているウェブ講習におきまして事故事例とか、対策例等の取組内容の講演を行うことで情報共有を図っております。

それから雪害事故におきましては調整器や高圧ホースの折損事故が多く発生ということでございまして、雪囲いなどの対策が難しい設備におきましては新設時や設備交換時に調整器を配管に接続する設備に変更するとか、あるいは調整器や高圧ホースをガス放出防止型機能付に変更するような対策を講じるよう促しているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。保安基盤でございます。現場の実態に応じて生じるリスクを把握・認識いたしまして、適切な対策・改善を継続して実施するリスクマネジメントの考え方を取り入れまして、リスク管理の徹底を図っております。具体的には販売事業者が自主保安活動チェックシートを活用した自主保安活動の自己診断を行うことで、自らの自主保安状況を客観的に認識いたしまして、保安レベルの向上に資するよう活動を継続して行っているところでございます。このチェックシートの結果に基づきまして、先ほど御紹介ございましたような経済産業省の表彰におきまして技術総括・保安審議官表彰、優秀2者、優良15者が表彰を受けたところでございます。それから安全機器の普及状況を調査いたしまして、講習会や会議等で報告することで義務の再確認や自主保安活動を促しているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。近年通信技術の進化がございまして、LPWA等の無線通信や電気メーターを利用した集中監視等の新しい方式が利用されております。今後さらなる集中監視システムを活用した安全性の向上に向けまして、一層の普及を図ってまいりたいと思っております。また認定販売事業者制度における資格取得の推進によりまして、保安の高度化を目指します。さらに、集中監視システムでの常時監視による保安業務の効率化を図ってまいりたいと思っております。

デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則への対応につきましては経済

産業省で指導されました高圧ガス保安協会の調査委員会に出席いたしまして、液石法における省令、告示、通達等の改正に向けた調査を受けまして検討を行ったということで、私どもの協会といたしましても参画いたしたところでございます。

集中監視システムの設置につきましては、右下のグラフにありますように年々上がってきているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。今後の取組でございますが2023年に発生いたしましたCO中毒事故を踏まえまして、来年度におきましても業務用施設を対象に業務用換気警報器の設置促進、業務用施設ガス警報器連動遮断の推進、さらに災害防止対策として軒先容器の流出防止対策の徹底、この3つの重点事項を中心に保安確保に努めてまいりたいと思っております。

また、近年の事故原因として非常に懸念されております他工事対策につきましては、関係団体等の協力を得て周知等をさらに強化してまいりたいと思っております。事故を防止していくためには消費者、経済産業省、メーカー関係方々の御協力は極めて重要だと思っておりますので、引き続き御協力をお願いしたいと思っております。

私からは以上でございます。

○大谷委員長　　ありがとうございました。

次に、高圧ガス保安協会から資料1－3に基づいて説明をお願いいたします。

○近藤委員　　特別民間法人高圧ガス保安協会会長の近藤賢二でございます。

液化石油ガス安全高度化計画2030における特別民間法人高圧ガス保安協会の取組について御説明を申し上げます。

資料1－3を御覧いただきたいと思えます。表紙をめくっていただきまして、スライド2を御覧いただきたいと思えます。KHKは高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づいた業務を行う特別民間法人でございます。これらの分野のエキスパートを自負しているところでございます。高圧ガスとLPガスの分野で保安の向上のための活動を行っております。この高度化計画の中ではアクションプランが5項目ございますが、その5項目に対応して私ども5つの役割を担っておりまして、それぞれについて活動しているのが右側のKHKの活動というところでございます。これを1つずつ御説明をしてまいります。

スライドの3を御覧いただきたいと思えます。LPガス事故情報の整理・分析、国内外のLPガス事故に係る調査等でございます。

1つ目の丸でございます。LPガス事故情報の整理・分析ですが、事故の報告内容を精

査し、事故の発生原因別に整理し、分析しております。加えて事故の概要や年報を作成しております。

次に、2つ目の丸でございます。国内外のLPガス事故に係る調査等でございますが、重大事故が発生した場合には現地調査を行い、加えてその調査結果をKHKのウェブサイト等を通じて公表しております。また空き家などに置かれたままの管理されていないLPガスの残置容器からの漏えい事故、加えて学校給食センターなどで使用されている業務上の消費設備である回転釜や、ゆで麺器からのLPガスの漏えい事故が散見されております。今年度はこれら事故原因の類型化、再発防止策等について検討していくところでございます。

スライドの4を御覧いただきます。LPガス爆発・火災事故とKHKの対応でございます。昨年3月10日でございます。福島県でカセットボンベの充てん工場におきましてLPガスの爆発・火災事故が発生いたしました。カセットボンベにLPガスを充てん中に工場内で爆発いたしましたして、工場火災が発生し、周辺の山林にも延焼いたしました。重傷者3名、軽傷者1名の人的被害があったところでございます。これは高圧法の事故に分類されたものでございます。

KHKは速やかに職員を現地入りさせまして、警察、消防等と合同の現場検証に参加いたしました。今年度、国からの委託を受けた事故調査解析委員会におきまして事故の概要、原因や再発防止策を取りまとめた事故概要報告書を作成し、本年2月28日にKHKのウェブサイトにて公開・周知をしたところでございます。

スライド5を御覧ください。LPガス充てん所の爆発事故とKHKの対応でございます。今年1月1日でございます。韓国のLPガス充てん所におきまして爆発事故が発生いたしました。充てん所におきましてバルクローリーにLPガスを充てん中、バルクローリーがローディングアームを連結した状態で移動し、アームが破損してガスが漏えいし、充てん所外の道路にも拡散し爆発事故が発生したと推定されております。重傷者2名と軽症者14名の人的被害がございました。この事故を受けまして1月24日に、韓国産業通商資源部と韓国ガス安全公社が日本の保安対策を調査したいので急遽日本に来たいといったお話がございまして、KHKが対応したところでございます。この会議には経済産業省から鯉江ガス保安室長と山下ガス安全室長にも御参加いただきました。ありがとうございました。KHKからは日本国内のLPガス保安対策などの情報を提供いたしました。このように海外の機関とも事故に係る情報交換を実施しているところでございます。

スライドの6を御覧いただきます。LPガス安全委員会等による消費者、販売事業者への周知・啓発でございます。KHKが事務局となりましてLPガス業界、消費者団体、行政等で組織されるLPガス安全委員会というのがございますが、自主保安活動等の顕著な功績を挙げたLPガス販売事業者等を毎年10月に開催するLPガス消費者保安推進大会において表彰しております。優良な販売事業者等を表彰することにより保安意識の高揚を図り、LPガス事故を撲滅するための取組でございます。今年度の大会におきましては、KHK会長表彰といたしまして18者に対する表彰を実施したところでございます。

スライドの7を御覧いただきます。LPガス安全委員会による周知・啓発活動でございます。さらにLPガス設備の安全な使用方法や注意事項を記載した6種のパンフレットやポスターを作成し、消費者への周知・啓発を行っております。

加えて、近年LPガス販売事業者以外の事業者による、例えばリフォームでございますとか、水道工事、外装工事などによるガス管の損傷などの工事事故。通称「他工事事故」と呼んでおりますが増加しておりまして、今年度はその防止のために注意事項をまとめたパンフレットを新規に作成し、配布いたしました。今年度配布したこれら7種類のパンフレットやポスター、シールは合計105万枚に上るところでございます。

スライドの8を御覧いただきます。KHK主催の説明会による事故情報等の提供でございます。近年増加しております他工事事故や、空き家の増加に伴い懸念される残置容器から出てくる漏えい事故について、事故情報に加え各地域の現状の取組事例の情報提供を行ったところでございます。

また、KHKのウェブサイトによりまして情報の提供をしております。今年1月1日に発生いたしました能登半島地震におきまして津波や土砂崩れなど地震により流出した容器の発見時、作業時の注意事項をKHKのウェブサイトに掲載し、加えてメールマガジンにより情報提供を行いました。なお、高圧ガス保安法関連の設備からのガス漏えい事故はありません。

また、石川県羽咋市の海岸にあります宿泊施設が津波の被害を受けましてLPガス容器16本が海に流出いたしました。全て回収済みでございます。現時点では、それ以上の大量流出の報告は入っておりません。

スライドの9を御覧ください。各種講習の実施、教育用の書籍作成、頒布等による保安教育の支援でございます。液化石油ガス法に基づく10種類の法定講習、2種類の自主講習の合計12種の講習を実施しており、今年度は約5万1,000人が受講を予定しております。

今年度までに法定の6種がオンライン講習に移行いたしました。来年度は法定の4種が移行しますので、実習が主である2種の自主講習を除きまして全ての講習がオンライン化する予定となっております。加えて受講者の満足度と学習効果向上のために、オンライン講習の動画コンテンツについてはさらなる充実を図ってまいります。

スライドの10を御覧いただきます。LPガス設備・器具等に関するKHK自主基準の作成・頒布でございます。KHKのLPガスに関する規格についてですが、LPガスに関する器具・バルク関係など30のKHK規格を発行済みでございます。これらのうち8規格については液化石油ガス法に基づく告示や通達、例示基準として引用されておりました、法的なものとして活用されております。

スライドの11を御覧ください。KHK規格は継続的に必要な見直しを行っておりまして、今年度はページに記載の液化石油ガス用逆止弁付根元バルブ基準の改正を行ったところでございます。

スライドの12を御覧いただきます。LPガスタンクローリ等の一斉点検でございます。KHKが事務局となりましてLPガス業界、全日本トラック協会等で組織されますLPガスタンクローリ事故防止委員会というのがございますが、その委員会で事業者の自主点検によるLPガスタンクローリ等の運行中の保安確保を目的に一斉点検を行っております。ローリ等の所有者に点検項目を定めた点検要領を送付いたしまして、自主点検の実施を促しております。ローリ等の所有者が実際に自主点検を行ったことを充てん基地等で確認いたしまして、ステッカーを交付しているところでございます。昨年度は合計3,910台のローリ等が交付を受けました。加えて、今年度はコロナ禍を経まして5年ぶりに一斉点検の事前講習会も実施したところでございます。

スライドの13を御覧いただきます。最後の項目でございますが、ガス警報器等の自主検定の実施等による保安確保でございます。KHKはLPガス用ガス漏れ警報器やCO警報器の自主検定を実施しております。今年度は約230万個の検定を予定しており、これは国内に出回るLPガス用ガス漏れ警報器等のカバー率100%に相当するものでございます。警報器の分野でもLPガス保安の確保に貢献してまいります。

以上、簡単ではございますが、高度化計画2030に関するKHKの取組を御紹介申し上げました。KHKはこれまでも、そしてこれからもLPガス保安に係る取組を確実に実施し、事故防止に努めてまいります。

○大谷委員長　　ありがとうございました。

次に、一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会より資料1－4に基づいて説明をお願いいたします。

○榎本オブザーバー 一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会の榎本と申します。

私どもの工業会は、容器の出口から燃焼器の入り口までの間の機器を製造しているメーカーの集まりでございます。

次のページをお願いします。その中で最近では減っておりますが、室内の事故としてガス栓の誤開放事故というものがあります。そういうものに対して安全なガス栓をという形で、ここに書いてありますON・OFFヒューズガス栓、つまみのないガスコンセントといったものの普及促進を図りました。

そのために右隅、私どもの供給機器ニュースにあるのですが、古いガス栓にはこんなものがあって、こういうものは誤開放事故を起こしにくい、あるいは起こさないガス栓というものをつけてくれという普及促進を行っております。

次のページをお願いします。またガス栓は消費者の方の持ち物ということもあって、替えていただけない場合も多々ありますので使用していないガス栓にガス栓カバーというものを取り付けて、間違っただけで回すようなことのないカバーを一方で販売・普及させていただいております。そこにありますように23年度はトータルで23万強の数字を販売させていただいております。

次のページをお願いします。そういいながら消費者の方々にガス栓というものをなかなかいじくってもらえなかったり、認識されない方もいらっしゃると思うので、私ども古い劣化したガス栓を販売事業者、あるいは保安機関の方から協力していただいて過去に550個回収して、どんなガス栓が悪いかと集めた中では下の絵にあるようなつまみが回らない、一部からわずかですがガスが漏れているとか、がたが来ているものが数多く見受けられました。こういったことがあることを消費者の方に今年から周知を販売店を通じてだけでなく、私どもも消費者団体の方々に問題があるのですという話をさせていただき、1ページで出したようなガス栓の普及促進を図ってまいっております。

次のページをお願いします。全国LPガス協会様が活動されているのと同じことですが、地震・水害・雪害等でガス容器のところから調整器の根元が折れてガスが漏れてしまうことがないように、1つは折損タイプといって、真ん中の上のほうの絵ですが調整器の根元が折れるとヒューズ機構と同じようにガスを止める機構のあるもの。あるいは張力式のホースと同様に容器が倒れながら、水の中で浮いたりするときに調整器の根元が引っ張られ



てガスを遮断する。こういったものの普及促進を図りました。

そういう中で、次のページをお願いします。そういうながらガス放出防止型単段調整器の普及促進というのは難しく、今のところまだ全国で出荷の中の22%ぐらいという形で、ここには23、22という形です。まだまだ普及が足りないので、この辺の必要性というものを訴えてまいりたいと思っております。

私どもからは以上です。

○大谷委員長 ありがとうございます。

続いて、ガス警報器工業会から資料1-5に基づいて説明をお願いいたします。

○権藤オブザーバー ありがとうございます。ガス警報器工業会の専務理事をしております権藤と申します。よろしく申し上げます。

安全高度化計画の中で、ガス警報器に関する3つのアクションプランについて今年度実施した取組を御紹介します。

2ページを御覧ください。1つ目のアクションプラン、ガス警報器の設置促進です。

まず、LPガス警報器の設置率などです。4年度は75.7%と対前年度マイナス1.1%減少し、厳しい結果でした。ほかの3項目、期限切れ一掃率は減少、業務用換気警報器設置率と業務用厨房メーター連動率は上昇し、良好な結果となりました。

次に、LPガス警報器の設置率と事故件数との関係です。グラフを御覧ください。棒グラフがLPガス事故件数、折れ線グラフがLPガス警報器設置率です。LPガス警報器設置率は漸減傾向でございます。5年間でマイナス3%強減少しました。一方、事故件数というのは2020年度から2年続けて増加しております。ガス警報器は一般消費者などをはじめ、国民にとって最後のとりでとなる重要な保安確保機器でございます。設置率が低下することで国民の安全・安心な暮らしが脅かされることを懸念しております。

この状況におきましてガス警報器工業会の取組を御紹介します。当工業会は「ガス警報器の普及を通じて、国民の暮らしの安全安心に貢献します」を基本理念としております。ガス安全高度化計画2030に沿って経済産業省、全国LPガス協会、都道府県LPガス協会様など関係機関の御協力を得てLPガス販売事業者、一般消費者などの皆様に対して、ガス警報器の有用性や設置促進について積極的に啓発活動を実施いたしました。

今年度は3つの項目。1つ目はLPガス警報器の設置・交換運動のリメイク運動、2つ目は業務用換気警報器やCO警報器の設置促進、3つ目は福島県郡山市のガス爆発事故を受けて業務用施設でのガス警報器とガスメーターとの連動遮断を3本柱に、講師派遣など

の啓発活動を実施いたしました。

具体的な活動実績は3ページを御覧ください。1つ目は講師派遣です。

(1)販売事業者向けとして、北海道、神奈川、新潟、石川、広島、高知の6つの道県LPガス協会による保安講習会及び中国液化石油ガス保安連絡協議会による広島県と鳥取県での保安講習会へ合計30回、講師を派遣いたしました。

(2)一般消費者向けとして住宅防火対策推進協議会、女性防火クラブ、広島県地域女性団体連絡協議会、主婦連合会の4団体の講演会などに合計12回、講師などを派遣いたしました。

さらに行政機関向けとして昨年8月、中部産業保安監督部主催の自治体担当者向けの中部ブロック会議においてリモート説明の機会をいただきました。

2つ目は広報媒体の製作・配布でございます。当工業会では広報媒体を講習会や展示会などで積極的に御活用いただくために、できる限り無償配布をしております。

LPガスに関する広報媒体を御紹介いたします。左端の挿絵、ポスターでございます。経済産業省、関係団体などから後援いただきまして4.6万枚製作しました。手引きは38万部増刷し、今年度は全国697関係団体へ郵送いたしました。またインターネットを利用した「全国のお客様の声」、5,000部を増刷。設置マニュアル、2,000冊を増刷。ほかに挿絵のパンフレットや冊子を講師派遣時や、別途宮城県、山形県、茨城県、三重県、大阪府、岡山県の6府県のLPガス協会の保安講習会で配布していただくため提供いたしました。

さらに昨年9月、東京ビックサイトでの国際福祉機器展においてブース展示をいたしました。ブース来場者は約2,000人ございましたけれども、一般消費者の方々へ配布しております。さらに九州産業保安監督部による県の防災訓練でのブース展示がございます。デモ警報器の貸出しやパンフレットの提供などを行っております。

3つ目はリメイク運動の表彰制度でございます。2012年度から経済産業省、全国LPガス協会、LPガス安全委員会、高圧ガス保安協会などの協力を得まして、毎年10月実施のLPガス消費者保安推進大会の表彰式におきましてガス警報器の設置率など4部門、上位5位までの県協様を表彰し、感謝状をお渡しいたしました。

続きまして、4ページを御覧ください。2つ目のアクションプランでございます。ガス警報器の機能の高度化でございます。当工業会はメーカーによるガス警報器の付加価値の向上や、電池式警報器の開発など機能の高度化を支援しています。今年度も次の取組支援を継続いたしました。

①でございますけれども、消費者に分かりやすいように電子アラームから音声アラームの採用を推奨いたしております。また業務用厨房で外国人労働者にも分かるように、英語、中国語を用いた音声も用意しております。

2つ目、業務用換気警報器では警報履歴の記録機能というのを搭載いたしております。例えば都市ガスの利用者で発生しました昨年5月の九州の一酸化炭素中毒事故では、発報履歴によりまして事故以前においても警報器が頻繁に発報していたことが判明した。まさにこの機能の解説でございました。

3番目でございますけれども、警報器とガスメーターの連動遮断を促進するため、警報器に内蔵または外付けできる製品も販売されております。

最後4つ目、電池式の警報器は停電時の安全確保のために必要な製品でございます。既に製品化されている都市ガス用に続きまして、LPガス用の実用化を目指してメーカーのほうで検討をしております。

最後に、5ページでございます。3つ目のアクションプラン、スマート保安の推進でございます。当工業会ではガスメーターとガス警報器の通信システムに、業界としてUバス及びUバスエア（無線）を採用するべく発足しましたテレメータリング推進協議会、日本ガスメーター工業会、当工業会の三者によるUバス仕様三者検討会に参加して検討しております。令和5年度はガス漏れ警報器Uバスインターフェース仕様書（案）を、日本ガスメーター工業会との相互確認が終了したところでございます。令和6年度はこの仕様書（案）とマイコンメーターUバスインターフェース仕様書（案）により三者検討会を開催して標準仕様書の整備を行い、さらに規程改正の整備を進めていく予定にしております。

以上、安全高度化計画に沿ってLPガス消費者に係る安全確保機器の最後のとりででございますガス警報器について、引き続き設置促進、機能の高度化、スマート保安の3つのアクションプランに積極的に取り組んでまいりますので、関係者の皆様方の御支援、御協力をお願いいたします。

○大谷委員長　　ありがとうございました。

続いて、一般社団法人日本ガス石油機器工業会から資料1-6に基づいて説明をお願いいたします。

○猪股オブザーバー　　日本ガス石油機器工業会の猪股と申します。よろしく願いいたします。

次のページをお願いします。私ども日本ガス石油機器工業会はガス石油機器メーカーの

団体でございます。

下の表にございます本日の対策としては消費者起因の事故対策、それから販売事業者に起因する事故対策。この2点について取組を紹介させていただきます。

次、お願いします。まず、消費者起因のCO中毒事故防止対策でございます。小型湯沸かし器やガス暖房機器等、屋内で使用いただく製品については使用時に必ず換気をしていただく。また最新の安全装置を備えたガス機器はたくさんございますので、そういったものへの取替えをお勧めする。こういったチラシを作成して各地の消費者セミナーで説明したり、あるいは弊会のホームページ、また関係団体の皆様のホームページで紹介させていただいております。

次、お願いします。続きまして、消費者起因対策のガス漏えいに対する取組でございます。2008年から販売を開始しておりますSiセンサーコンロの出荷台数が昨年秋で累計5,000万台を突破しました。Siセンサーコンロと申しますのは全てのバーナーに調理油過熱防止装置。温度センサーを備えたものでございまして、このセンサーで鍋底を検知することでコンロを起因とする火災。特に天ぷら火災等が多かったのですけれども、この減少に大きく貢献しております。

下のグラフの左側がSiセンサーコンロ普及の累計台数でございます。一番右が2023年になっておりますけれども、先ほど申し上げましたように5,000万台に到達しました。

そこに連動して、右側のグラフがガスコンロ火災件数の推移でございます。こちらは年間ですけれども、2021年にはピーク時に対して半分に減少することができております。

次のページをお願いします。こちらは同じくガス漏えいに関する取組でございます。消費者対象の安全啓発活動として全国の消防を窓口にした婦人防火クラブ、全国女性団体連絡協議会、また主催の製品安全セミナーへ、41か所に私どもから講師を派遣し、誤使用の事故防止や安全型ガス機器への交換、また安全性の高いガス栓・接続具への取替えの啓発を行っているところでございます。

下の左側があるセミナーでの風景でございます。また右下にありますのが私どもが紹介しております様々な製品の安全な使い方の啓発、あるいは安全な製品の紹介をしている資料でございます。こちらも私どものホームページで公開しているものでございます。

次のページをお願いします。加えまして、春と秋の全国火災予防運動に併せまして、全国805か所の消防署等に下にありますような「ガス燃焼機器には、寿命があります。」、また「ストップガスコンロ火災」等の注意喚起のチラシを昨年度は19万3,000部配布してま

いました。

また併せて、事故を未然に防止するために経年劣化が始まる前に点検を実施していただく「あんしん点検なるほど読本」というものを取りまとめて、こちらもホームページに掲載して安全の啓発活動に活用しているところでございます。

次のページをお願いします。ガス漏えいに関する最後の取組でございます。経済産業省製品安全課様のネットパトロール事業への協力、またネット売買による経年劣化製品の事故防止を目的として、主にC to Cのネットモールにおける中古品の売買抑制のため、P Sマークのない製品やリコール品をリストアップして製品安全課様へ提出しております。

また、リコール品に関しましては製品安全課様からモール事業者に対して削除指示を出していただき、P Sマークのないものについてモール事業者の皆様と意見交換を実施しているところでございます。特にネットモールを経由して海外から、最近飲食店でよく使われておりますカートリッジの先端につけるトーチによる事故が少し増加傾向にございますので、そういったものを中心に各団体、それから行政の皆様と情報交換していくことを進めている状況でございます。

次のページをお願いします。こちらは販売事業者起因の事故対策でございます。屋外設置の給湯器がリフォーム等で壁によって囲い込まれる事故というものが発生しております。その中で給湯器から出る排気ガスが充満して機器の故障でしたり不作動、場合によってはCO中毒事故というものに至っているのが現状でございます。こういった給湯器の囲い込みを禁止する注意喚起チラシをつくりまして、製品安全課様の協力をいただきながら関連する住宅系の団体の皆様、住団連様、それから住宅リフォーム推進協議会様、それぞれの団体様にチラシを実際に持参して、注意喚起の周知をお願いしているところでございます。

また2番目としてガス接続には資格が必要であり、消費者個人で行わないように小型湯沸かし器の有資格者による設置の周知チラシを作成し、日本DIY・ホームセンター協会様、大手家電流通協会様に注意喚起のチラシの周知を依頼している活動を行っております。

私どもの活動についての報告は以上でございます。

○大谷委員長　ありがとうございます。

皆様から御説明いただきまして、ありがとうございます。ここまでの各団体の取組につきまして御意見、御質問などがございましたらお願いいたします。

それでは、堀口委員、お願いします。

○堀口委員　皆さん、御説明どうもありがとうございました。様々な取組がされている

ので、事故が起こったりはしておりますけれども目標に向かって進んでいると認識しています。

それでいろいろ講習をされておられるのですが、一番は必要な人に対してどれぐらいの人が講習を受けているのかというのが、多分分かりづらいとは思いますが、今後事故を減らすには重要なポイントではないかなと思っています。例えば何人ぐらい申込みがあって何人ぐらい受講されているとか、そういう数字も実は大事になってくるのではないかなと思っています。

また、私たち公衆衛生の業界でもいろいろな講習をやったりするのでありますが、その講習は効果があったものなのかどうなのかというところでよくアンケートなどを取ったりしています。最近はウェブアンケートとかで簡単に取れたりしますので講習会の効果について、要するに講習会で自分の足りなかった知識を得ることができたという意味で、何か効果の評価というものを今しているのでしょうかというところと、それは今後のことであれば、そのような講習に対しては効果の評価を取り入れていただければと思うのですが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○大谷委員長　ありがとうございます。いかがでしょうか。講習されているところについて評価はどうなっているのか、何か経験されているところがあれば御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御発表の団体で何かありましたら、近藤委員、お願いします。

○近藤委員　ありがとうございます。私どもは先ほどの資料1-3の9ページにも書きましたように、液化石油ガス法等に基づく12種類の講習を実施しておりまして、2023年度、今年度の受講予定で5万1,000人でございます。この5万1,000人は、もちろん講習を受けたいという方は全員受けていただくということでございます。この12種類の中には10種類の法定の講習がございますし、自主講習も2種類ございます。自主講習は実習が主でありますので実際に参加してやっていただくわけですが、ほかの10種類はリモートでもできるように今年度、あるいは遅くとも来年度にはできることになりまして、それなりの効果を上げているのだらうと思います。リモートでできるようになりますと、わざわざどこかまで出かけてということもございませんし、ある程度の時間も自由になりますので、相当効果が上がっているのではないかと考えているところでございます。この講習は法定でございますので、効果があったかどうかについて詳細を聞いているわけではありませんけれども、こういった講習を重ねて毎年このレベルの方々が聞いていただいておりますので、さ

らに一層内容を充実させながら講習を継続していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○大谷委員長　ありがとうございます。なかなか評価をするのは難しいことかと思えますけれども、堀口委員、何かございますか。

○堀口委員　例えばさっき食品の事業者さんでガス爆発があったりして、多分食品衛生協会と一緒に今回されているのだと思うのですが、食品衛生事業者さんも法定資格を持っていないと駄目なのですが、やはり研修の効果というもの、食品の業界に関していうと不十分だから食中毒が起こっているよねと思ったりもしているところなので、本当に事故をゼロに近づけていくためには、きちんと講習の評価というものをしなければいけないのではないかなと個人的には思っております。ただ、そんなにたくさん事故が起こっているわけではないので、資格者に対する講習の評価というのはそれなりの結果が得られているから今があると思います。

以上です。

○大谷委員長　せっかくやるのですからちゃんと評価なり何なりして、効果的なものやっていたかということですね。ちょっと時間がありませんけれども、吉川委員、簡単でお願いします。

○吉川委員　2つあります。

1つは、1-1の3ページにある赤く棒グラフになっているところが、たしか2020年に起きた郡山の事故だと記憶しています。この委員会でもまだ法廷で争われている、警察の捜査も入っているのではということで詳しい報告がなされていないまま、もう2024年です。事故が起きたとき学ばない手はないと思いますので、幾ら法廷で争われているといっても管理責任は誰が負うべきかということなどはさておき、腐食しやすい白管が果たしてむき出しで設置されているのかとか、現場に入ったときの調査はどうだったのかとか、そういう私たち自身で振り返られることや争いのない事実はちゃんとうやむやにせずきちっと総括しておくべきだと思います。ぜひ忘れずにお願いしたいと思います。

あともう一点、次の4ページの表を見ると、残念ながらここ数年と比べても2023年の状況は余りいい数字ではないと思います。そこで質問なのですが、先ほど御説明もいただいて、各関係団体が様々な取組をいただいていることは十分に理解しましたが、この2023年というのはコロナ禍で止まっていた経済が一気に動き出したことによる特別な年だったと見るべきなのか。それとも外国人労働者の増加や、高齢単身者の増加とか今後も続く

であろう社会的変化が影響していて、そしてこういう数字が出たのかということです。つまり来年度以降も警戒しなければならないのか。だとすれば、この新しい社会の変化に対応した対策は十分に打たれているかということを検討しなければいけないと思うので申し上げます。

以上です。

○大谷委員長 ありがとうございます。事務局から簡単でお願いします。

○山下ガス安全室長 吉川先生、どうもありがとうございます。

まず郡山の事故でございますけれども、これは引き続き捜査が続く見込みでございます。今年1月の報道によれば事故に関わった人は書類送検されたのでございますけれども、不起訴となったということで、それに対しまして不服があるということで福島検察審査会へ申立てが行われて、不起訴は不当であるという議決が出たということでございますので、まだしばらくこの件は続くのかなと思っております。ただ、いろいろな爆発事故が起っておりますので、それらに対する対策はしっかり取ってまいりたいと思っております。

また負傷する事故が増えているということでございますけれども、例えば一酸化炭素中毒などは2022年は0件だったのが、2023年は4件ということになっており、増えているわけでございます。コロナ明けの影響なのかという辺りは分析できておりませんが、一酸化炭素中毒事故が増えているということでございますので、しっかり対策を講じてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○大谷委員長 すみません、時間の都合がありますので次の質問に移らせていただきますけれども、笠井委員、何かありますか。

○笠井委員 細かい表現の指摘になってしまうのですが、資料1-2の全国LPガス協会様のスライド8の中で、腐食・劣化と特定されていて、特に腐食が特出しされています。しかし、調整器と高圧ホースで腐食みたいな損傷モードがあるのでしょうか。あるのだったら腐食対策が重要になると思います。損傷モードの特定は困難な場合も多いので腐食として特定されていないようでしたら、そういう表記をしない方が良いのではというコメントです。

○大谷委員長 ありがとうございます。笠井先生が専門のところなので腐食という言葉が気になったみたいですが、本当に腐食と言っているのかどうかを検討していただけるとありがたいかなと思います。



次、倉田委員、お願いします。

○倉田委員　　よろしく申し上げます。資料1-1の4枚目に消費者に起因する事故が2023年18件で未達成とあり、消費者への注意喚起の重要性を感じました。

そして資料1-1の7枚目に消費者への注意喚起がまとめられていますが、ホームページによる広報やリーフレットをホームページに掲載するだけでなく、岡山県のような保安教室は理解が深まり効果的だと思いますので、こういった保安教室の実施がより多くの県で実施できるとよいのではないかと思います。

また消費者が文字の詰まったチラシを熟読するのは余り期待できないのではないかと思いますので、例えば動画を作成するなどして、SNSを利用するなどの方法も今後検討してみると若い世代への働きかけとなって、よりガス事業の安全につながるかと思います。コメントです。

以上です。

○大谷委員長　　ありがとうございました。消費者目線からの御提案かと思っておりますので、御検討いただければと思います。

ちょっと時間がかかっておりますので、もし何かありましたらまた後ほどいただくことにして、次の議題に移りたいと思います。議題2「2023年度立入検査の実施状況及び2024年度立入検査の重点について」ということで、事務局から資料2に基づいて説明をお願いします。

○山下ガス安全室長　　それでは、立入検査の関係でございますけれども御説明いたします。

次のスライドをお願いします。こちらは2023年度の立入検査の実施状況でございます。まだ途中段階でございますけれども、本省におきましては2月29日までの間に5つの事業所に立入検査を実施しました。また産業保安監督部でも検査を行っておりまして、こちらでも80から90件の事業所に対して立入検査を行ったところでございます。立入検査の際におきましては資料の下半分に書かれておりますけれども、こちらの重要事項をベースに立入検査を行っているところでございます。

次のスライドをお願いします。こちらが2023年度の立入検査の結果でございます。何点か指摘しておりまして、その例をスライドに記載しております。こちらの指摘につきましては改善指示書でありますとか、改善措置、再発防止策などの作成を求めて指示を行っているということでございます。

指摘事項でございますけれども、例えば保安業務に係る委託業務の内容に関する事項ですとか、販売事業者が別の機関に保安業務を委託する際の委託契約の書面の内容が十分でなかったという指摘を行っております。

また保安業務の実施状況に関する事項といたしましては、保安業務用機器の校正が実施されていなかったものがございます。ここで校正というのは機器の調整と申しますか、いわゆるキャリブレーションのことでございます。

その下でございますけれども、緊急時対応の体制に関する事項としましては保安業務資格者の配置に関する不備ですとか、緊急連絡先が不通であったということがございました。

またその下でございますけれども、販売の方法の基準の適合状況に関する事項といたしまして、液化石油ガス法第7条に規定された標識の掲示がなされていなかった。こういった指摘を行っております。いずれにしましても、先ほど申しましたけれども、これらにつきましては改善措置の実施などを求めているところでございます。

次のページをお願いします。こちらが2024年度の立入検査における重点事項でございます。2024年度、先ほどもちょっと説明しましたけれども、浸水のおそれのある地域におけるポンベのチェーンの二重がけなどの措置が求められると申しましたが、本年6月1日までの実施が求められておりますので、こういったことにつきましても重点的に検査を行ってまいりたいと思っております。

また近年の立入検査における指摘事故に鑑みまして、特に①保安業務に係る委託業務の内容でありますとか、②保安業務の実施状況について詳細に確認することとしております。

下の①から⑩の項目、全て重要な項目でございますけれども、①、②、⑨は重点的に検査をするということでございます。

なお、念のため⑩のところを御覧になっていただきたいのですけれども、小さく書いております。こちらは資源エネルギー庁の政策でございまして、今後省令改正によりましてLPガス取引適正化に関する改正が行われます。販売方法の基準の適合状況等につきまして別途資源エネルギー庁でありますとか、各経済産業局で検査が行われることとなりますということでございます。こちらは保安に係る検査でございませぬので、資源エネルギー庁が実施する検査ということになります。参考までに記載させていただきました。

立入検査でございますけれども、事業者における保安体制や保安レベルの維持向上のために大変重要でございます。これからも引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○大谷委員長　今年度の立入検査の実施状況と来年度の重点事項ということで説明いただきました。本件につきまして御意見、御質問などがございましたらお願いいたします。全国LPガス協会様、お願いします。

○村田オブザーバー　ありがとうございます。ただいま2024年度の立入検査の重点事項として、販売方法の基準の適合状況で資源エネルギー庁管轄の部分について御説明がございました。これは現在LPガス取引の適正化、料金の透明化に向けまして、経済産業省で液化石油ガス流通ワーキンググループというところで審議を行いまして、今年2月、つい先日でございますが中間取りまとめが行われました。それで今年4月から改正省令が公布、今年7月また、来年4月ということで段階的に施行の見込みとなっております。

販売方法の基準につきまして今回はきちっと罰則の担保をつけて行いたいということでございまして、それにつきまして私ども協会としましても資源エネルギー庁にしっかりとした、いわゆる執行をやっていただきたいというお願いをしております。したがって、今回のように立入検査の重点事項という形で保安関係の分野でございますが販売の方法の基準についても明示いただくと、経済産業局、あるいは都道府県に今後は重点事項として認知されるということで大変重要だと思っておりますので、このように明記いただきましてありがたく思っております。ありがとうございました。

○大谷委員長　ありがとうございました。まだ議題が残っていますので次に進めさせていただきます。

それでは、次の議題3「規制の見直しについて（デジタル原則への取組）」ということで、事務局から資料3に基づいて説明をお願いします。

○山下ガス安全室長　それでは、資料3に基づきまして御説明をいたします。

では、次のスライドをお願いします。規制見直しについてでございますが、その中でもデジタル原則に係る取組として検討を行った結果を報告させていただきます。

最初に、今回の背景といたしましてデジタル化に関する政府全体の取組について御説明をいたします。令和3年11月でございますけれども、デジタル臨時行政調査会というのが設置されております。これはデジタル改革ですとか、規制改革、行政改革などの横断的課題を一体的に検討し、実行するためのものがございます。第2回の調査会でございますけれども、経済産業大臣からスマート保安について報告をしたという経緯がございます。このような動きを受けまして現在、政府全体でアナログ規制の見直しが進められております。令和4年12月にはデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表が公表され

ておりまして、この工程表に基づきまして規制の見直しを進めているところでございます。

次のスライドをお願いします。先ほど述べたアナログ規制でございますけれども、デジタル庁ではアナログ規制として代表的なものとして7つの類型を挙げております。具体的には①目視規制、②実地監査、③定期検査、④書面掲示、⑤常駐専任、⑥対面講習、⑦往訪閲覧といったものがアナログ規制であるとされております。これらが規定されている法律、あるいは政省令の規制の条項につきましてデジタル原則への適合性について点検、見直しを行うこととされております。

次、お願いします。こちらが液化石油ガス保安分野においてアナログ規制だとされている規制・制度の概要を一覧にしたものでございます。液石保安の分野では先ほどアナログ規制が7つあると申しましたが、そのうち6つが存在しているということでございます。目視規制、定期検査、書面掲示、常駐専任、対面講習、往訪閲覧の6種類が存在しているということでございまして、点検や見直しが求められているということでございます。

表の右から2つ目の欄に規制の類型と書いておりますが、幾つかの規制とか制度につきましては既に検討や見直しを実施したところでございます。今回御報告するのは赤線の枠で囲んだ部分でございまして、この部分について検討を行った結果を報告するものでございます。具体的には完成検査ですとか、定期保安検査、定期点検・定期調査、定期的な測定・検査。これらのデジタル化について検討を行ったというものでございます。アナログ規制の中の定期検査とか、目視規制といったものに該当するものでございます。

次、お願いします。こちらが検討の対象、検討の結果になるわけでございます。先ほど全国LPガス協会の村田専務からもお話がありましたけれども、LPガス業界におきましては集中監視システムなどの導入が進んでいるところでございまして、デジタル化自体は進んでいるということかと思えます。ですけれども、まだアナログ的なものが残っているということだと思えます。液石法におきましてアナログ規制に該当するとされたものは、デジタル技術を活用して検査の撤廃、周期延長に向けて取り組むとされているところでございます。このため、実態調査や情報収集のために関係者へヒアリングを行いまして、デジタル原則を踏まえた規制に見直すことが可能かどうか調査・検討を行っております。

下にイラストで描いておりますけれども、こちら充てん設備ですとか、貯蔵施設、供給設備、消費設備などが描かれております。これらの設備に対する点検・調査について検討を行ったものでございます。

その下、見直しの方向性でございます。検討の際には保安のレベルを下げないことが前

提でございます。また、デジタル原則に対応することが困難となる課題。例えば技術的な課題でありますとか、費用面での課題。また住宅内をカメラで常時監視するなど、社会通念上適切ではない場合、これら3点の課題も踏まえつつ検討を行いました。

検討の結果でございます。一部の検査につきましては、検査結果の正確性等が担保される場合に限りデジタル化の可能性があるとの結果でございます。他方で、これらの検査以外の検査につきましては先ほどの3点の課題を解決する技術等はなく、現状ではデジタル化が困難であるとの結果を得たところでございます。デジタル化の可能性がある一部検査につきましては関係規定への反映に向けて検討を進めますし、しかしながら、現状デジタル化が困難な検査につきましては今後の技術開発の進展等を期待するところでございます。

次のページをお願いします。こちらは具体的な調査・点検の結果となります。例えば左のほうに充てん設備、貯蔵施設、供給設備、消費設備と書いております。これらにつきまして、例えば距離、高さの確認でありますとか、検査結果の記録。こちらにつきましてデジタル化は可能であろうと思っております。

しかしながら、その右側でございますが図面等現地状況との比較確認でありますとか、気密試験、耐圧試験、非破壊検査、肉厚測定、作動試験などは省令に基づく検査でございますが、これらは現場での作業が必要となりますのでデジタル化は困難であるということでございます。このため、デジタル化の可能性がある一部の検査につきましては、関係する規定への反映に向けた検討を進めることとしまして、現状ではデジタル化が困難な検査については、今後の技術開発の進展を期待するという結論になっております。

次のページは、デジタル原則に対応する検査の具体例としてイラストを描いてございます。

私からは以上でございます。

○大谷委員長　　ありがとうございました。

この件につきまして御意見、御質問などございましたらお願いします。全国LPガス協会様、お願いします。

○村田オブザーバー　　ありがとうございます。デジタル原則の対応といたしまして、今回こういった御報告がございました。これはこれとして受け止めざるを得ないと考えております。

他方、保安機関は定期的に消費者の御自宅に伺って点検・調査を行っておりますが、近年生活スタイルの多様化とか、あるいは保安機関が点検・調査を行うに際しまして、そう

いった多様化によりまして時間調整とか実施ができなかった場合、再度の訪問など調査を実施するまでに大変苦慮する場面が多々ございます。先ほど来申し上げていますがL P ガスにつきましては、ほかのエネルギーよりもマイコンメーターや集中監視システムという先進的な技術が進んでおりまして、今後もさらに進むと思っております。

したがいまして、将来的には集中監視システムのさらなる技術進化を踏まえまして、調査員が消費者の自宅に入らずとも調査完了となるよう規制見直しをぜひ今後とも継続して検討をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○大谷委員長　ありがとうございます。技術の進歩を見ながら、それに応じて見直しを進めていただきたいということかと思えます。ほか、よろしいでしょうか。——なさそうですね。

それでは、次の議題に進みたいと思います。議題4「バルクローリーに関する地方分権提案対応について」ということで、こちら事務局長から資料4に基づき説明をお願いします。

○山下ガス安全室長　資料4です。「バルクローリーに関する地方分権提案対応について」御報告をいたします。

次、お願いします。こちらは昨年、前回でございますが液石の小委員会でお示した資料でございます。地方分権提案におきましてバルクローリーの許可について液化石油ガス法上の許可を受けた場合、高圧ガス保安法上の許可を不要とする提案があったということでございます。

下の欄外にも書いてありますけれども、バルクローリーでございますが液石法の許可を受けているものと、高圧法の許可を受けているものと2種類あるわけでございます。

ごく簡単に言い換えてしまいますと、例えば一般家庭にL P ガスを供給する場合には液石法の適用を受けることとなりますし、工場など事業者の方にL P ガスを供給する場合には高圧法が適用される。それでバルクローリーにつきましても液石法、高圧法、おのおのの用途によって、おのおの法律に基づく許可が必要でありますということでございます。このため、既に一般家庭に供給するための液石法の許可を受けたバルクローリーを工場に供給するときも使いたいとなった場合に、高圧法に基づく許可が必要になるということでございます。両者の許可に係る事務手続の合理化によりまして自治体や事業者の負担軽減をする観点から、その方策について検討して令和4年度中に結論を得ることとしておりま

した、ということでございます。

次、お願いします。こちらが地方分権提案を踏まえまして実施したことでございます。事務手続を合理化して、許可審査等に係る手数料の低減を図ることとしたということでございます。高压法の認可の申請をする際に液石法で受けたものと同じ審査項目がある場合は、この項目については既に液石法での審査を受けておりますので、その審査の結果を融通する。そういう考え方になるわけでございます。要は重複する事務手続の合理化を図って、それに係る審査が減りますので手数料の低減化を図ったというものでございます。

また審査に係る事務の運用の考え方と併せまして、一番下のポツでございますけれども政令を改正し、関係する許可等事務手続の手数料の考え方を示す通達を関係自治体に発出しております、ということでございます。

具体的には下の表に書かれておりますけれども、液石法で既に許可を受けている設備で高压ガスの施設で使用するための許可申請をした場合、従前は手数料は2万1,000円だったところを、合理化することによりまして6,000円に低減されましたというものでございます。こういう措置を実施しましたという御報告でございます。

以上でございます。

○大谷委員長　　ありがとうございました。

この件について御意見、御質問等ございますでしょうか。――よろしいでしょうか。かなり重複する部分があったものについて省略することで簡素化されて、手数料も安くなったということでございます。

それでは、最後の議題になりますけれども、議題5「令和6年能登半島地震の対応状況等について」ということで、事務局から資料5に基づいて説明をお願いいたします。

○山下ガス安全室長　　それでは、資料5「令和6年能登半島地震の対応状況等について」御報告をいたします。

次のスライドをお願いします。こちらは1月1日に発生しました能登半島地震の概要でございます。1月1日、16時10分に石川県で震度7の地震が発生したということでございます。震源は石川県能登地方、マグニチュードは7.6でございました。震度7の地域は石川県志賀町、輪島市でございます。震度6強は石川県七尾市、珠洲市、穴水町、能登町でございます。震度6弱が石川県中能登町、新潟県長岡市でございました。

次、お願いします。こちらはLPガスの主な被害状況になります。

まず、LPガス輸入基地の被害でございます。七尾基地はLPガスの輸入基地でござい

ますけれども、地震による設備支障によりまして出荷停止となっております。この間、金沢基地ですとか、新潟基地、中京等、ほかの元売基地間で連携して代替供給を継続したということでございます。そして応急復旧工事を進めまして、1月15日から在庫分による限定的な出荷を開始しまして、3月1日からは船舶による在庫への受入れ、これは外航船による受入れでございますけれども、可能になりましたので、通常量の出荷を再開したというものでございます。

なお、その下でLPガス国家備蓄基地と書いておりますけれども、同じ場所でございます七尾国家石油ガス備蓄基地でございますが、こちらにも設備の点検ですとか補修を実施しまして、2月27日、応急復旧が完了したということでございます。

その下でございますけれども、充てん所の被害でございます。奥能登4市町、これは輪島市、穴水町、能登町、珠洲市の4市町でございますけれども、3か所の充てん所があるわけでございますが、このうち1か所は早期に復旧したということでございます。輪島市の施設でございます。一方で残り2か所、珠洲市と穴水町の充てん所でございます。地震による地盤や設備の支障により稼働を停止中であるということでございますが、県内の別の充てん所から配送するなどして、充てん済み容器の在庫を確保することで出荷に対応しているということでございます。

その下でございますが、容器流出・家屋倒壊等に伴う被害でございます。こちらは先ほどKHK・近藤会長からもお話がございましたけれども、地震に伴いまして発生した津波の影響で海外沿いの宿泊施設——リゾート施設でございますけれども、LPガス容器16本が海に流出したわけでございますが、後日全ての容器が回収されたということでございます。そんなに遠くまでは流されていなかったようでございます。

また地震の影響によりまして多数の供給設備への被害が発生しておりますけれども、各事業者による消費者宅のLPガス設備の安全点検を行いまして、2月中旬には石川県内についても家屋倒壊の場合を除いて供給を再開したということでございます。こちら先ほど全国LPガス協会さんから話があったとおりでございます。

次、お願いします。こちらは御参考までにですが、先ほどの流出したLPガス容器のことでございます。これを受けまして当方が注意喚起を実施したというものでございます。埋没・流出した容器によりまして事故が発生する可能性がございましたので、1月5日に当省は注意喚起をホームページ、あるいは関係団体を通じて注意喚起を実施したということでございます。



次、お願いします。こちらは能登半島地震を受けた国の対応でございます。能登半島地震におきまして特定非常災害特別措置法に基づきまして、1月11日付で特定非常災害に指定されております。

これによりまして、下の①、②の措置が講じられたというものでございます。まずはLPGガス関係の保安機関の認定期間を延長しますというもの。6月30日まで期間を延長したというものでございます。また②でございますけれども、定期供給設備点検でありますとか、定期消費設備調査等の実施しなければならない履行期限のある法令義務を、令和6年4月30日まで延長したというものでございます。

さらに令和6年3月19日、今日でございますけれども、告示の制定によりまして災害救助法の適用地域に所在する充てん作業員、液化石油ガス設備士、業務主任者が受けなければならない義務の講習につきまして、受講期限をそれぞれ延長したということでございます。

その下でございます。予算措置と書いておりますけれども、これは我々保安グループの予算ではございませんで、資源エネルギー庁で実施しているものでございます。国の対応ということで掲載しております。例えばLPGガス小売事業者の早期復旧支援ということで、被災した石油ガス小売事業者等の充てん機等の設備の補修・入替工事に係る費用を補助する制度などが設けられているというものでございます。

私からは以上でございます。

○大谷委員長　ありがとうございました。

本件につきまして御意見、御質問などがございましたらお願いします。吉川委員、お願いします。

○吉川委員　ありがとうございます。2つあります。

1つは、今回中小事業者さんの中には御自分も被災されて連絡がつかないところがあったと聞いているのですが、そのような事実があったのか、ないのか。そして、その対策。例えばそういうときはほかのところカバーするとか、そういうものはうまくいったのでしょうかということが1点。

2点目は、倒壊した家屋の下敷きになったボンベの引火等の事故は報告されていないのでしょうか。

以上2点、お尋ねしたいと思います。

○大谷委員長　いかがでしょうか。

○山下ガス安全室長 被災した中小事業者の方でございますけれども、皆さん被災されておりますので、例えば石川県のLPガス協会さんが連絡を取ろうとしても、なかなか連絡が取れないことがあったようでございます。供給自体に大きな問題は生じていないと思っておりますけれども、実際被災されている中小事業者さんと連絡を取るのなかなか難しいのかなと、今後の課題かなと思っております。

またボンベが下敷きになって引火した件でございますけれども、そういった話は聞いておりませんが、例えば輪島のほうで火災が起きておりますけれども、その場所にLPガスのボンベがあったという話はあるようでございます。ただ、引火の原因につきましては電気設備が原因だったというのが消防庁の一次的な見解のようでございます。今後消防庁で検討会を開催して何らかの結論を得るということだと聞いております。

以上でございます。

○大谷委員長 全国LPガス協会さんから御発言があるようですけれども、何かお持ちですか。

○村田オブザーバー ただいま現地で連絡がつかなかったのかどうかということについての御質問がございましたので、補足で御説明をいたします。石川県LPガス協会は金沢にございまして、奥能登の事業者には随時連絡を取ろうとしておりましたが、なかなか連絡が取れなかったことが多々あったことは事実でございます。実際には個々の事業者が自分の努力で系列の卸事業者などに支援を求めて対応したということもございまして、協会として各事業者の情報をきちっと取ることについては今後の課題だと思っております。

それから私どもから1つ、今回の件につきまして検討をお願いしたいと思っております。言わば交通不便のところございまして、しかも中小・零細の事業者が多いところでございますので、県外から応援者を派遣したいという声が多分ございました。ただ、実際に県外の事業者から応援者を派遣したいといひましても、応援したい側の事業所におきまして保安業務資格者、業務主任者を出そうと思っても、その者がいないと自分のところの業務ができないという法的な縛りがございまして、なかなか応援体制が取れないという声が出ました。したがって、今回の地震対応について検証する際、こういった緊急事態のときには弾力的な措置が可能かどうか、災害時の規制の在り方について見直しを、さらに検討をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○大谷委員長 ありがとうございます。実際に経験してみても分かったことかと思いま

すけれども、いかがですか。これは事務局でまた御検討いただくということにしたいと思いますが、次、浅野委員、何か御発言ございますでしょうか。

○浅野委員 災害対応、誠にお疲れさまでございます。私も防災が専門でございますので、実は先週と先々週も能登半島に入っておりました。また1月、発災直後から様々な情報収集、情報面での復興支援なども継続してきたところです。

それで前もちょっと申し上げたのですが、事業者さんというより災害支援ボランティアとか、にわかに災害でLPガスボンベを使って煮炊きをするような状況になった地域のリーダーの方々が保安の講習を急遽オンラインで受けられるような、そのような仕組みは必要かなというのを、実は昔の委員会でもちょっと発言させていただいたことがあるのです。

今回質量販売で全国2か所でオンラインで講習があったことはとても素晴らしいなと思ったのですが、災害が起こる前から、特に災害支援ボランティアや地域のコミュニティの防災訓練で炊き出しをするケースが結構ありますし、また災害が起こった直後に臨時で講習が受けられるような、そんな体制が取れるとよいと思います。

災害ボランティアの全国組織と私は常に連携していますし、東京都の災害ボランティアネットワークの理事もやっておりますので、また別途御相談できればと思っております。よろしくをお願いします。

○大谷委員長 ありがとうございます。本当にボランティアの人が安全に作業できるというのは非常に重要なことかと思しますので、御協力いただければと思います。——どうぞ。

○山下ガス安全室長 浅野先生、どうもありがとうございます。先ほどのLPガスを使う方々に対する講習と申しますか、確かにせっかくボランティアに行つて事故が起こっては元も子もございませんので、平時からこういった講習がありますよとPRしてまいりたいと思います。来年度以降そういった講習も増えるということでございますので、我々もこの制度をしっかりとPRしていきたいと思ひますし、消費者の方々に対しましても普及啓発をやっていきたいと思ひます。

あと全国LPガス協会さんの話で資格者の応援体制の件でございますけれども、そういった問題があるというのは承知しております。今後LPガス協会さんとも、しっかり今回の災害の対応につきまして振り返りを行っていきたくと思ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○大谷委員長　ありがとうございます。貴重な経験というとあれですけども、こういうことが無駄にならないように常に生かすということで、さらに保安体制を充実していけばいいかなと思います。――ほか、よろしいでしょうか。議題1のところでは時間が大丈夫かなと思って焦らせてしまいましたので、なかなか発言しづらかったかと思えますけれども、全体を通して何かこれは言っておきたいというのがございましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。――全国LPガス協会さん、お願いします。

○村田オブザーバー　2点ございます。

まず今話題になっていた地震関連で1点、またお願いでございますけれども、炊き出しを行うときも規制があつて困難であるという声が上がっていたようでございまして、非常時の規制緩和についてですが、先ほど御意見ございましたようにボランティアの方々への対応ということを含めまして、非常時の規制緩和を検討していただきたいと思えます。それが1点でございます。

もう一点は最初の議題1のところ、高度化計画2030で事務局から他工事防止対策について御報告がございました。昨年度委託事業の報告書の取りまとめを受けまして、来年度通達等の改正に着手するという御説明でございました。他方、もうすぐ終わる2023年度におきましても経済産業省で令和4年に発生した事故を踏まえた調査・検討が行われておりまして、そういった直近の調査も踏まえたことも適切だと思っております。したがって、昨年度だけでなく今年度の調査結果も踏まえた検討をお願いしたいと思っております。

それと通達が出ておりまして、バルクの貯槽につきましては地上設置とか、埋没設置もありまして撤去することが簡単でない事情がございまして、いわゆる撤去が著しく困難である場合につきましてはバルク供給による場合と、物理的に撤去が困難である場合という定義もございます。したがって、一定の管理条件を敷くことで撤去せずとも可能となる場合もあると思われますので、今後通達等の改正に当たりましては、私ども関係者と十分協議をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○大谷委員長　ありがとうございます。事務局、何かコメントはありますか。

○山下ガス安全室長　どうもありがとうございます。引き続き意見交換、御相談をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○大谷委員長　坂田委員、お願いします。

○坂田委員　　お願いします。1－2の全国LPガス協会さんの資料で他工事に関するところで9ページ目なのですが、草シートピンによる配管損傷が起きているということで記載がありまして、消費者としては身近なところに思いました。草シートピン、そんなに深いところまで到達しない印象があるのと、埋設管がどのような形状で、どのような深さに入っているかというのが消費者には見えづらい、分かりづらいところなので、例えば住宅を建設したときに受渡しの際に埋設管についての注意があったり、あと埋める前の写真があったりすると意識に残りやすいと思うのですが、そういった説明の要請は住宅事業者に対してされていますでしょうか。

○村田オブザーバー　　全国LPガス協会でございます。

住宅事業者に対しまして、事前にそういった御説明をしているということではないと思います。したがって、今後、住宅関係の業界との調整マターになるかなと思っております。今後検討させていただければと思います。

○坂田委員　　ありがとうございます。

○大谷委員長　　ありがとうございました。消費者の方が、ここにありますよだけではなくて、どんなものがありますよというのも分かったほうがいいですね。ということだと思いますので、よろしく御検討をお願いいたします。

ほか、なさそうですので、以上をもちまして予定の議題は全て終了とさせていただきたいと思います。液化石油ガス安全高度化計画2030ということでまだ目標は先になりますけれども、こういうものは早めに達成するにこしたことはないと思いますので、2023年度、傷害のほうにつきましてはまだ目標を達成できていないということで、さらに目標達成に向けて関係各団体、努力をしていただきたいと思います。そのほか、事務局から何かございますでしょうか。

○山下ガス安全室長　　ありがとうございます。御出席いただいております吉川委員でございますけれども、本日3月19日が産業構造審議会委員の任期満了日となっております。そのため、液化石油ガス小委員会への御参加は本日が最後になります。吉川委員には長きにわたりまして、本日もそうでございますけれども、LPガス保安行政に対しまして貴重な御意見をいただきましたことに感謝申し上げます。本当にありがとうございました。つきましては、吉川委員から御挨拶をいただければ幸いです。よろしく申し上げます。

○吉川委員　　10年間、好き勝手を申し上げてきて、それをいつも優しく受け止めて

くださった経産省の方々や、座長をはじめ関係者各位には心から感謝申し上げたいと思います。

脱炭素社会などと言われる中、今後も水素をはじめ新しいエネルギーの模索と普及、それからエネルギー生成方法の見直しなどが進められていくことになると思います。そうした中で今までの法規制の枠組みでは収まり切らないものとか、矛盾が生じてくるものなど出てくると思いますし、そもそも今日の御報告にもあったような高圧ガス保安法と液石法で規定の仕方が違っていたり、規定の内容を見直すことで事務作業の軽減や事業者負担の軽減が図れるものなどは、迅速に見直しを進めていっていただきたいと思っています。

ただ、その際忘れてならないのは経済効率性やCO<sub>2</sub>排出削減といったことに捉われて、安全を置き去りにしてはならないということです。国のエネルギー政策でもS+3Eということが言われていますが、これが具体的施策の中で本当に生かされているかということはこの委員会においても皆様の目で検証して、議論していただくことが重要だと思っていますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。本当に長きにわたりありがとうございました。

○山下ガス安全室長　　どうもありがとうございました。そのほか、事務局から連絡事項等はございません。

○大谷委員長　　ありがとうございました。

本日は活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。何とか余りオーバーしないで終わることができました。

以上をもちまして本日の小委員会、終了といたしたいと思います。どうも皆様ありがとうございました。

——了——